

# 袋井市いじめ防止等のための基本的な方針

袋井市

2026年（令和8年）1月

# 内 容

I 袋井市の現状

II いじめ防止等のための基本的な考え方

III いじめ防止等の対策

IV 重大事態への対処

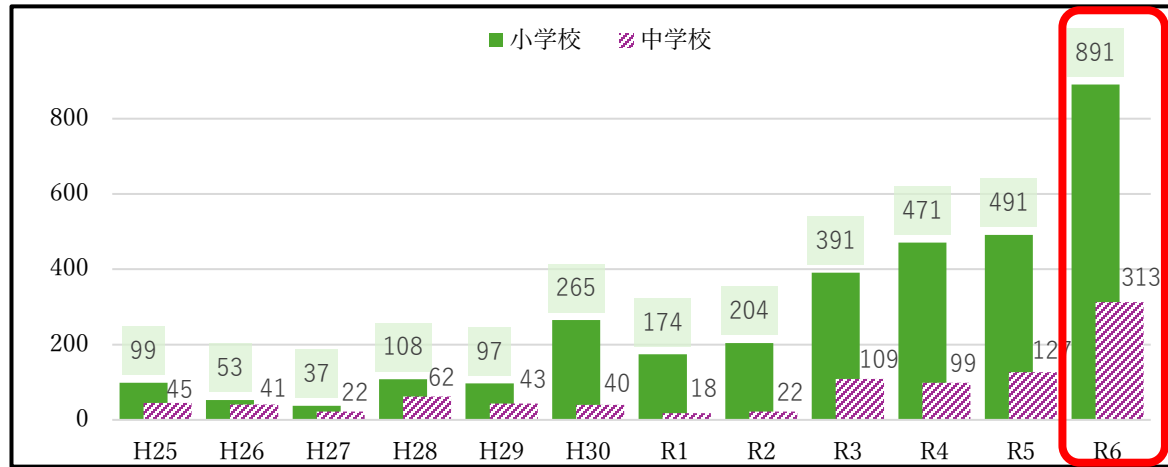
# I 袋井市の現状

本市におけるいじめの認知件数は年々増加傾向にあり、2024年度（令和6年度）は、小学校で891件、中学校で313件となっている。これは、各学校等において、からかいなど軽微と思われる事案についても積極的に認知するようになってきたことも要因と考えられるが、被害に遭った児童生徒（以下、児童等）を把握した件数が加速度的に増えていることをあらわしている。

また、いじめの態様については、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は、32件で増加傾向にある。

いじめ認知件数の推移

(単位：件)



いじめの態様別状況

(単位：件)

いじめの態様	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小学校	485	93	257	69	8	75	78	10	16
中学校	148	16	48	29	1	11	32	22	25

- 1 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。
- 9 その他

学年別のいじめ認知件数（2024年度、R6年度）

(単位：件)

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
136	139	162	177	158	119	165	104	44

# I 袋井市の現状

いじめ防止対策推進法に定めるいじめ重大事態<sup>※1</sup>が発生しており、認知件数の増加のみならず、いじめにより深刻な状況となるケースが発生している。

また、いじめの解消率<sup>※2</sup>については、2024年度（令和6年度）で、小中学校ともに70%超となっており、10年前と比べると高まっているものの、一定数は解消されない状態となっている。

いじめ重大事態の件数

（単位：件）

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
小・中学校	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2

※1 いじめ重大事態

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめの解消率

（単位：%）

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
小学校	37.7	43.2	60.2	60.8	44.2	48.3	71.1	82.6	80.7	77.6	77.6
中学校	29.8	47.5	54.7	63.6	46.9	50.0	70.8	78.0	79.5	72.7	79.2

※2 いじめの解消 要件

- 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- いじめを受けた児童等が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

1～3月に認知したいじめについては、解消要件（※2）より年度内で解消とならない。そのため、次年度にいじめ事案を確実に引継ぎ、児童等に対して支援を継続する。

## II いじめの防止等の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的には、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしゃからかい、悪口脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 2 いじめについての理解

いじめは、どの児童等にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査(2016-2018)の結果

暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童等は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童等も1割程度。多くの児童等が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害や被害という関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## Ⅱ いじめの防止等の基本的な考え方

### 3 基本的な考え方

#### (1) いじめ防止対策推進法に定める基本理念

- 児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- 全ての児童等がいじめを行わず、また、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響等に関する理解を深めること
- 児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服すること

#### (2) いじめの未然防止

いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、未然防止の観点が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すことはもとより、特に、障害の有無や国籍等を超えた共生・共育の実践等を通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## Ⅱ いじめの防止等の基本的な考え方

### (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

学校においては、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童等を見守ることが必要である。

### (4) いじめへの対処

いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童等の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童等に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### (5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。具体的には、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

## Ⅱ いじめの防止等の基本的な考え方

### (6) 関係機関との連携

学校や市教育委員会においていじめの児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や市教育委員会と、関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

### (7) いじめの解消と見届け

いじめは、単に謝罪をもって解消したと判断せず、その後の状況を見届けることが大切である。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

- ア 対象児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- イ いじめを受けた児童等が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、いじめ事案が年度をまたぐ場合（解消していない事案や1～3月に認知したいじめ）には、学校内で確実に事案内容等を引き継ぎ、新年度になっても対象児童等の支援を継続する。

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## 1 いじめ防止等のために市が実施する施策

### (1) 「袋井市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

関係機関等といじめの問題の対応に係る連携を確保するため、「袋井市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ問題について協議を行う。

#### いじめ防止対策推進法

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

#### 袋井市いじめ防止対策推進条例

第9条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、袋井市いじめ問題対策連絡協議会を置く。

### (2) 「袋井市いじめ問題専門委員会」の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「袋井市いじめ問題専門委員会」を設置し、いじめ重大事態の事案に対して審議、諮問又は調査等を行う。

#### いじめ防止対策推進法

第14条第3項 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。

#### 袋井市いじめ防止対策推進条例

第10条 教育委員会と協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に推進するため、法第14条第3項に規定する附属機関として、教育委員会に袋井市いじめ問題専門委員会を置く。

袋井市いじめ問題対策連絡協議会 構成員  
(2025年10月現在)

児童相談所	こども支援課支援係
警察	SSW
法務局	SC
人権擁護委員	学校
こども支援課相談係	教育委員会

袋井市いじめ問題専門委員会 構成員  
(2025年10月現在)

臨床心理士 (心理)
弁護士 (法律)
医師 (医療)
社会福祉士 (福祉)
学識経験者 (教育)

( )内は選出区分

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## (3) いじめの防止等に関する施策

### ア 未然防止に関する施策

#### ① 共生共育の推進

児童等が、個々の違いを認め、他者を受け入れられるよう、各学校において、障害の有無や国籍等に関わらずできる限り同じ場で過ごす環境を用意し、共に学びあう「共生共育」を推進する。

#### ② 人権教育の推進

児童等の人権意識を向上させるためには、教職員の人権に対する認識・知識を充実・向上させることが重要である。また、SNSでのいじめについては、情報リテラシー、情報モラルの徹底、向上を図る必要がある。教職員のみならず、継続的に、保護者、地域の方々への啓発が必要である。このため、市教育委員会が主催し、教職員を対象とした研修会を開催するほか、保護者、地域を巻き込んだ啓発講座・講演会を開催する。

#### ③ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教職員向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、市内の学校で発生したいじめの事案について、市教育委員会がとりまとめ、支障のない範囲で各学校の校長間で情報を共有し、各学校での未然防止の取組に生かす。

#### ④ 学級経営状況把握のための環境整備

いじめを防止するためには、個々の児童等の状況を把握・理解するとともに、学級の状況を把握することが大切である。このため、アンケート調査や学級風土調査を効率的に実施するためのICT環境やツール等を整備する。

#### ⑤ 関係機関・外部人材の確保

「いじめ問題対策連絡協議会」において、いじめの状況等について関係機関と情報共有を図る。また、児童等の人権意識を向上し、いじめは絶対にダメとの認識を持たせるため、関係機関や外部人材を活用した啓発を行うほか、学校内だけでは対応が困難ないじめが発生した場合には、速やかに外部の団体等の力を借りることができるよう、日頃から顔の見える関係づくりに配慮する。

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## (3) いじめの防止等に関する施策

### イ いじめの早期発見・早期対応

#### ① 相談体制の構築

市教育委員会においていじめに関する相談窓口（いじめホットライン・いじめホットメール）を設置するとともに、他の相談機関についても学校等を通じて、児童等、保護者に周知する。

相談があった場合には、相談者（いじめを受けた児童等）の安全を確保し、詳細を確認した上で、学校と連携し、適切に対応する。

袋井市
● いじめホットライン 080-1616（いろいろ）-1174（いいなよ） 【午前8時30分～午後5時 ※月～金（祝日を除く）】
● いじめホットメール ijime.hotmail@docomo.ne.jp

こども家庭庁・文部科学省
● 24時間子どもダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）

件数	R2	R3	R4	R5	R6
いじめホットライン			1	1	5
いじめホットメール		2	3		3

（単位：件）

#### ② 学校からいじめの報告を受けた時の対応

学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示、調査を行う。

#### ③ 出席停止制度の適切な活用

いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの状況を考慮しやむを得ないと認められる場合には、いじめを行った児童等の保護者に対して、市教育委員会が当該児童等の出席停止を命ずる。

#### ④ 指導上特別の配慮

いじめ等により児童等が心身の状況が深刻な状態であり、指定校（学区内の学校）への就学が困難と認められる場合は、申請により指導上問題がなくなるまで学区外就学を認めるなどの特別の配慮をする。

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## (3) いじめの防止等に関する施策

### ウ いじめへの対処

#### ① 外部人材の活用

学校等において解決困難ないじめ問題への対応を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、必要に応じて弁護士や教員・警察官経験者など、多様な人材を活用する。

#### ② 重大事態への対応（詳細は別項）

重大事態となったいじめについては、速やかに市長へ報告するとともに、随時学校から情報を収集し、対応に係る助言・支援するほか、場合によっては、関係する児童等や保護者から事情を聴取し、学校と連携した対応を行う。また、必要に応じて、いじめ問題専門委員会による調査を実施する。

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## 2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

### (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針の策定

学校は、国の基本方針及び市の基本方針を参考にして、いじめの防止等の基本的な方向性や取組内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。なお、学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のとおりである。

- ア 方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- イ 学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。
- ウ 関係児童等への成長支援の観点を方針に位置付けることにより、いじめの関係児童等への支援につながる。

#### いじめ防止対策推進法

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校はいじめ防止のため、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織を設置する。

いじめについては、複数の目による状況の見立てを行うため、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することが必要であることから、常設の組織において、対応・支援方策等を協議、決定し、進捗を管理する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を得ながら対応する。

#### いじめ防止対策推進法

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## (3) 学校におけるいじめの防止等に関する施策

### ア 未然防止に関する施策

#### ① 共生共育の推進

児童等が、個々の違いを認め他者を受け入れられるよう、日常的な外国人児童等との交流・協働や、特別支援学級との交流、さらには特別支援学校との交流等、個別最適な学びを進めながら自分と違う人たちとの協働的な学びを実践するなど、共生共育を推進する。

#### ② 人権教育の推進

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

#### ③ いじめ防止等に関する啓発

児童等が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動を支援するほか、児童等、保護者に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。特に、インターネットやSNS上でのいじめを防止する観点から、情報モラルや情報リテラシーについて、啓発活動を継続的に実施する。

#### ④ 教職員の意識啓発

校内研修等を通じて、教職員の人権意識の向上を図る。いじめに対し、全ての教職員の共通理解を図るため、基本方針の周知・確認等をはじめ、いじめの問題に関する体系的な研修を実施する。また、教職員の不適切な言動等が、児童等を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、また、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はいじめを深刻化することから、子ども一人一人に寄り添った指導・支援を心がける。

#### ⑤ 教職員の子ども理解の推進

発達障害を含む障害のある児童等や外国人児童等、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、それぞれ特性や事情、志向等があることから、教職員が個々の児童等への理解を深めるとともに、基本的には、教職員間で情報を共有しながら、児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な支援等を行う。

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## (3) 学校におけるいじめの防止等に関する施策

### イ いじめの早期発見・早期対応

#### ① 児童等の状況の把握

児童等の小さな変化や危険信号を見逃さないよう、教職員が日頃から児童等の様子を観察、把握するとともに、教職員相互が積極的に児童等の情報交換を行い、情報を共有する。

#### ② 相談窓口の周知

児童等や保護者に対し、いじめに関する相談窓口（いじめホットライン・いじめホットメール・24時間子どもSOSダイヤルなど）を周知する。

#### ③ 相談体制の整備

担任だけでなく、学年主任や養護教諭、事務職員など学校内で誰にでも相談しやすい雰囲気醸成するとともに、必要に応じて、心理、福祉に関する専門家の協力を得て相談に応じるなど、相談体制を整備する。

#### ④ アンケート調査、面談の実施

いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的なアンケート調査や個人面談等を行う。なお、回答や児童等の発言内容を軽視することなく、十分配慮しながら対応することが重要であり、また、児童等が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを理解し、迅速に対応することを徹底する

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## (3) 学校におけるいじめの防止等に関する施策

### ウ いじめに対する措置

#### ① 事案の事実確認

いじめの相談を受けた場合・いじめの疑いのある場合は、速やかに事実確認を行う。いじめを把握（認知）した教職員は、速やかに担任や学年主任、生徒指導担当、管理職に報告し情報を共有するなど、初動対応の重要性を認識し、組織として対応する。

#### ② 児童等、保護者への対応

いじめが認知された場合は、生徒指導担当や管理職等と情報を共有し、まずは、いじめを受けた児童等の安全を確保するため、いじめをした児童等の状況を確認しながら、いじめをやめるよう指導・支援する。なお、担任や生徒指導担当、教頭等特定の職員に業務が集中しないよう配慮するとともに、早期の段階から心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた児童等といじめをした児童等に対する指導、助言を継続的に行う。

#### ③ 記録の整備

いじめへの対処について意思決定過程を明確にするため、いじめに係る各種協議の場や会議において議論された内容を記録しておく。

#### ④ 児童等の学習保障

必要に応じて、いじめをした児童等を、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、安心して教育を受けられるよう配慮する。

#### ⑤ 保護者への対応

いじめを受けた児童等の保護者と、いじめをした児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、双方の保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。この場合、いじめに関する情報が正確に伝わるよう、児童等を介してではなく、教職員から直接伝えることが重要である。なお、この場合も、特定の職員に業務が集中することのないよう配慮するとともに、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、保護者に対する支援、指導、助言を行う。

# Ⅲ いじめ防止等の対策

## (3) 学校におけるいじめの防止等に関する施策

### ウ いじめに対する措置

#### ⑥ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報し、適切な援助を求める。

#### ⑦ 市教育委員会への報告

いじめの認知件数については、毎月、各学校から教育委員会に報告しているが、事案の内容によっては速やかに市教育委員会へ報告する。

# IV 重大事態への対処

## (1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法では、いじめの重大事態を次のとおり定義している。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

このうち、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、対象児童等の状況に着目して判断する必要があり、例えば、自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合や精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校又は市教育委員会の判断により、重大事態として扱う。

また、児童等や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断定することはしない。

### いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## IV 重大事態への対処

### (2) 学校における平時からの備え

- 学校は入学時・各年度の開始時に児童等、保護者、関係機関等に説明する。
- 学校に設置されている学校いじめ対策組織（当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される）が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深めるとともに、学校と設置者が連携して対応をする。
- 学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく。

### (3) 学校の基本的姿勢

- 学校は、対象児童等やその保護者の思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を適切に説明する。その際に「なぜこのような事態になったのか」「学校いじめ基本方針の内容や運用にどのような課題があったのか」「どのような対応がいけなかったのか」等の自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践する。
- いじめを犯罪行為として取り扱うときは、警察署と連携して対処するものとし、対象児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- 重大事態調査の対応と警察との連携は並行して行う必要があるが、迅速かつ適切な対応をとるためには、重大事態に対する校内体制を、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童等への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制構築を整える。

## IV 重大事態への対処

### (4) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

いじめ防止対策推進法

第30条 地方公共団体が設置する学校は、(略)当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

### (5) 重大事態に係る調査及び調査主体

重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月文部科学省)を踏まえ、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。この調査は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、捜査目的や誰かの責任を追及するために行うものではない。

重大事態が発生した場合には、学校は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、調査主体や調査組織を決定することとしているが、原則として、調査は、児童等の状況等を理解している学校が主体で行う。しかしながら、学校主体の調査では、重大事態への対処等について必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

### (6) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態に該当すると判断したときは、調査を行うため、速やかに、委員会を設けることとする。

学校が調査主体となる場合には、調査の目的や事案に即した目的達成にとって適切な組織を判断し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。なお、学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

市教育委員会が調査主体の場合は、「袋井市いじめ問題専門委員会」が調査を実施する。

# IV 重大事態への対処

## (7) 調査実施前の事前説明

### ア 対象（関係）児童等・保護者への説明事項

事前説明を行う際は、説明内容を「見える化」する。また、事前説明は以下の2段階に分けて考える。

#### ①重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項

重大事態の別・根拠

調査の目的

調査組織の構成に関する意向の確認

調査事項の確認

調査方法や調査対象者についての確認

窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

#### ②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項

調査の根拠、目的

調査組織の構成

調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

調査事項・調査対象

調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

調査結果の提供

調査終了後の対応

### イ 対象児童等・保護者への留意事項

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、対象（関係）児童等・保護者に伝える。また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童等をはじめとする外部に伝えるに当たって、遺族から了承をとる。

# IV 重大事態への対処

## (8) 重大事態調査の進め方

### ア 調査の進め方についての事前検討

調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査機関の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

〈事前に確認・検討すべき項目〉

- ・ 調査の目的・主旨
- ・ 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・ 調査方法やスケジュール
- ・ 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
- ・ 調査結果の公表の有無、在り方

### イ 調査の実施

調査の進め方、スケジュールは調査組織において決定するが、以下のような流れが想定される

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまでに作成している対応記録等の確認
  - ・ 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
  - ・ 学校のいじめ防止基本方針
  - ・ 年間の指導計画
  - ・ 学校に設置される各委員会の議事録
  - ・ 過去のアンケート、面談記録
- ② 対象児童等・保護者からの聞き取り
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
  - ・ 教職員からの聴き取り
  - ・ 関係児童等からの聴き取りやアンケート調査の実施
  - ・ 学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等）
- ④ 事実関係の整理
- ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥ 報告書の作成、取りまとめ

## IV 重大事態への対処

### (9) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることが必要である。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### ① いじめを受けた児童等からの聴き取りが可能な場合

児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、対象の児童等については、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするとともに、対象の児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査が必要である。

その後、調査による事実関係の確認とともに、いじめをした児童等への指導を行い、いじめ行為を止めることに注力する。

#### ② いじめを受けた児童等からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査などが考えられる。

### (10) 調査結果の提供及び報告

#### ア 対象児童等、保護者に対する調査結果の提供

学校又は市教育委員会は、対象児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった結果について情報提供する。提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。なお、アンケート結果については、対象児童等又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童等やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

#### イ 調査結果の報告

市教育委員会は、調査結果について、市長に報告する。対象児童等又は保護者が希望する場合には、対象児童等又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

#### いじめ防止対策推進法

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

## IV 重大事態への対処

### (11) 調査結果を受けた市長による再調査及び措置

#### ア 再調査

市教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査にあたっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うこととしているが、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。構成員については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該事案の関係者と利害関係等を有する者ではない者（第三者）とし、調査の公平性・中立性を図るよう努める。

なお、再調査についても、適時・適切な方法で、児童等や保護者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査の結果について議会に報告する。報告内容については、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮をする。

#### いじめ防止対策推進法

第30条第2項（略）報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

# IV 重大事態への対処

## (12) いじめ重大事態対応フロー

